

戸籍の届け出

こんなときは こんな手続きを

戸籍は、日本人の出生から死亡までの身分関係を登録し公証するものです。

戸籍を見れば、夫婦・親子・兄弟姉妹などの関係を確認することができます。

手続きは市民課・下総支所住民課、大栄支所住民課の窓口で

子どもが生まれたとき、結婚・離婚をするとき、家族が亡くなったときなどは、下表のとおり市民課または下総・大栄支所住民課へ届け出てください。

遠山分室、赤坂分室では受け付けしていませんのでご注意ください。

届け出から戸籍が出来上がるまでは、1週間程度かかります。

届け出をするときは

次のことに注意してください

出生届
子どもの名に用いることができるのは、常用漢字・人名用漢字

ひらがな、カタカナです。

死亡届
使用する火葬場を決めてから届け出てください。

婚姻届

届書に証人2人(成人ならどなたでも構いません)の署名・押印が必要です。未成年者が婚姻の届け出をするときは、父母の同意書が必要です。

離婚届

協議離婚のときは、届書に証人2人(成人ならどなたでも構いません)の署名・押印が必要です。

離婚後も婚姻中の氏を称するときは、離婚後3カ月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」の届け出が必要です。

本人確認をします

婚姻届・離婚届・養子縁組届・養子縁届提出の際には、届け出にきた人の本人確認をさせていただきます。

届け出	届出期間	届出人	届出場所	必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	父と母	出生地、子の本籍地または届出人の所在地の市区町村役場	医師または助産師の出生証明書、母子健康手帳、印鑑(届出人)
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親族、同居者、家主・地主・家屋管理人・土地管理人	死亡地、死亡者の本籍地または届出人の所在地の市区町村役場	医師の死亡診断書または死体検案書、印鑑(届出人)
婚姻届	届け出をしたときから効力が発生	夫・妻となる人	夫・妻の本籍地または所在地の市区町村役場	戸籍謄本1通ずつ、印鑑(夫、妻各1本、一方は旧姓)
離婚届	(協議離婚)	届出をしたときから効力が発生	夫婦の本籍地または所在地の市区町村役場	戸籍謄本1通、印鑑(夫、妻各1本)
	(裁判離婚)	調停成立または審判・判決確定の日から10日以内	夫婦の本籍地または届出人の所在地の市区町村役場	戸籍謄本1通、調停調書の謄本または審判・判決書の謄本と確定証明書、印鑑(届出人)

確認方法として、運転免許証やパスポートなどの提示をお願いしています。これらの証明書がない場合には、届け出を受理した後、本人あてに届け出があった旨を通知することで本人確認とします。

休日などの届け出は

閉庁日などの取り扱い時間外の戸籍届け出は、守衛室でお預かりして翌開庁日に市民課でお預かり受理となります。受理日は守衛室でお預かりした日となります。

第8回特別弔慰金

**請求期限は
3月31日です**

戦没者などの死亡当時の遺族で、平成17年4月1日の時点で、公務扶助料、遺族年金などを受けられない場合、特別弔慰金が支給されます。まだ請求していない人は、次の請求窓口へ問い合わせの上、請求してください。

給付内容 額面40万円・10年償還の記名国債

請求期限 平成20年3月31日(月)

請求窓口 社会福祉課(市役所議会議事棟1階)

※くわしくは同課(☎20・153・6)へ。

不法投棄の防止

土地の適正な管理が大切です

道路や個人の土地に家電製品や家庭ごみ、建築廃材などの不法投棄が後を絶ちません。市では、不法投棄監視員や職員によるパトロールを行い、不法投棄の防止に努めています。

また、不法投棄の多い場所には監視カメラの設置や警備会社による夜間パトロールを行うなど、監視体制の強化を図っています。

不法投棄を防止するには、地域の皆さんの目で不審者・不審車両などを監視することや土地所有者の皆さんが草を刈ったり、空き地に柵を設けるなど適正な管理をすることが大切です。

不法投棄を発見したら環境対策

市長日誌

(9月16日～30日)

- 16日 成田市敬老会(八生・中郷・久住・遠山・ニュータウン・下総地区)
- 18日 千葉県ゆうあいピックソフトボール選手権大会兼千葉県障害者スポーツ大会ソフトボール競技の部
- 19日 成田山新勝寺献茶式
- 20日 印旛健康福祉センター運営協議会
- 21日 青年海外協力隊表敬訪問
国民体育大会出場選手成田市社行会市議会閉会
- 22日 明治大学・成田社会人大学フィールドワーク全体懇親会
- 23日 成田市少年野球連盟成田ライオンズ旗杯争奪秋季大会
聖徳大学附属第三幼稚園運動会
ニュースポーツフェスタIN成田
成田市長杯グランドノレーボール大会
- 24日 豊住地区運動会
- 28日 産業まつり実行委員会
(仮称)公津の杜複合施設整備第2回地元説明会
- 29日 成田市フォークダンス祭
江戸天下祭
- 30日 国際市民フェスティバル2007
フォーラム・イン・ナリタ



団体出場選手を激励する小泉市長

課へ連絡をお願いします。
※くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

教育資金に利子補給

「国の教育ローン」を受けている人に

市では「国の教育ローン」の融資を受けて高校・大学などに入学または在学している人や、その親族を対象に在学期間中(最長7年間)の利子の半額を補給します。

利子補給条件 金融機関から「国の教育ローン」の融資を受け、

- ① 市内に1年以上住んでいる人
- ② 市税を完納している人

利子補給の期間 交付決定された

月から在学期間(留年した年数は除く)

申請に必要なもの 返済予定表、住民票(世帯全員が記入されたもの)、市税納税証明書、印鑑、在学または入学を証明できるもの

※くわしくは教育総務課(☎20-1580)へ。

リサイクル団体

登録は随時受け付けています

市では、ごみの減量化と再資源化を図るため、リサイクル運動を推進しています。今年度も、子ども会や自治会など156団体がリサイクル活動を行っています。団体の登録は、次のとおり随時受け付けています。

対象 区、自治会、子ども会、老人会、小・中学校PTA、そ

のほか地域住民で構成された営利を目的としない団体

奨励金 市内の一般家庭から集めた資源物1kg当たり10円

資源物 紙類、繊維類、びん類、缶類、金属類、ペットボトルのみ下総・大栄地区は除く

※申し込みはクリーン推進課(☎20-1530)または下総支所生活環境課(☎96-1116)、大栄支所生活環境課(☎73-8062)へ。

ビン・カンのごみの出し方

キャップをはずして分別してください

ビン・カンは、ごみ処理施設で機械や作業員の手により、選別され資源化されています。キャップが付いたまま排出されると選別作業に支障をきたし、中身がこぼれた場合は機械の管理上や衛生上も好ましくありません。

キャップ付きのビンやカンは、キャップなどをはずして、中身を空にしてから水で中を軽くすいで「ビン・カン・ガラス」(赤色の指定袋)へ、王冠・金属キャップは「金物・陶磁器類」(黄色の指定袋)へ、プラスチックキャップは「ビニール・プラスチック類」(白

キャップは材質により

「金物・陶磁器類」

黄袋

「ビニール・プラスチック類」

白袋

「ビン・カン・ガラス」は中を空にし、軽くすすいで

赤袋

色の指定袋)へそれぞれ分別してください。

下総・大栄地区の

「ビン・カン」のごみの出し方

キャップなどをはずして、中身を空にしてから水で中を軽くすすいで「ビン・カン」(黄色の指定袋)へ、王冠・金属キャップは「不燃ゴミ」(赤色の指定袋)へ、プラスチックキャップは「可燃ゴミ」(緑色の指定袋)へそれぞれ分別してください。

※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

今月の納税

- ①市・県民税(第3期分)
- ②国民健康保険税(第4期分)
- ③介護保険料(第4期分)

納期はいずれも10月16日(火)～31日(水)です。

※くわしくは①税務課(☎20-1513)②保険年金課(☎20-1526)③介護保険課(☎20-1545)へ。

納期内の納付にご協力をお願いします。

成田市まちづくり茶論

会議録を 公開しています

8月24日、市役所で第2回成田市まちづくり茶論が開催されました。今回は「学校を取り巻く諸問題」をテーマに、成田市PTA連絡協議会の皆さんを招いて意見交換を行いました。



活発な意見交換の場として

意見交換の詳細については市民支援課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sosiki/shien/shien/index.html>)および行政資料室で会議録を公開しています。ぜひご覧ください。

今後の実施予定日とテーマ

- 11月22日(木)：「放課後子どもプランについて」
- 1月24日(木)：「ごみの減量化などについて」
- 2月21日(木)：「独り暮らし高齢者の見守りネットワークと介護予防事業について」
- 対象：3人以上15人以下の市民グループ
- ※申し込みは開催予定日の前月末までに直接市役所2階市民支援課へ。くわしくは同課(☎20-1507)へ。

年末調整などの説明会

法人と個人の 白色申告者を対象に

法人および個人の白色申告者を対象に、平成19年分の年末調整・法定調書および給与支払報告書の提出について次のとおり説明会を開催します。
個人青色申告者については、12

月に青色申告決算説明会を予定しています。
期日：11月20日(火)

時間：①午前10時から(午前9時30分開場)、②午後1時30分から(午後1時開場)

会場：保健福祉館多目的ホール
※くわしくは成田税務署法人課税第二部門(☎28-5151)または市税務課(☎20-1513)へ。

樹木の剪定

所有者は 適切な管理を

敷地から道路上へ伸びた樹木の枝が車道や歩道を覆っている光景がよく見受けられます。

車道や歩道に伸びた枝は、車の運転や自転車・歩行者の通行の妨げとなり、思わぬ事故を引き起こす場合があります。

伸び過ぎた枝は剪定したり刈り込むなど、所有者は適正な管理をお願いします。

剪定した枝はごみ収集袋(燃やせるごみ)に入れて集積所へ出しましょう。

※くわしくは道路維持課(☎20-1551)へ。

「(仮称)公津の杜複合施設基本計画」に関するパブリックコメント

皆さんの意見を公表します

「(仮称)公津の杜複合施設基本計画」の策定にあたり実施したパブリックコメントの結果の概要について報告します。

意見募集期間＝7月20日(金)～8月20日(月)

実施方法＝広報なりた7月15日号および市民支援課ホームページへの募集記事の掲載、閲覧場所へのポスター掲示

提出された意見＝総数25通(うち、①郵送3通②FAX4通③電子メール2通④応募フォーム5通⑤窓口持参11通)

主な意見の内容＝ホールや付帯設備について、運営について、防音について、駐車場について、子ども交流について

提出された意見と、意見に対する市の回答については、市民支援課のホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sosiki/shien/shien/index.html>)または市民支援課窓口(市役所2階)、行政資料室(市役所1階)にある資料をご覧ください。

「公民館まつり」と「産業まつり」で意見募集

公津の杜複合施設についてのパネル展示を行い、皆さんの意見を募集します。

○ 公民館まつり(中央公民館内)
日時＝11月3日(土・祝)・4日(日) 午前10時～午後3時

○ 産業まつり(国際文化会館内)
日時＝11月17日(土)・18日(日) 午前10時～午後3時

※くわしくは市民支援課(☎20-1507)へ。